



大津市公報

平成27年3月16日
第2174号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告 示

- 41 都市計画の決定について..... 1
- 42 道路の区域の変更について..... 1
- 43 道路の供用の開始について..... 2
- 50 町及び字の区域の変更について..... 2
- 51 公印の印影を縮小したものの印刷について..... 2
- 52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新について..... 2
- 53 生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 3
- 54 生活保護法による指定介護機関の変更の届出について..... 3
- 55 生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 3
- 56 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について..... 4
- 57 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出について..... 4
- 58 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 5
- 59 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて..... 5
- 60 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消しについて..... 5
- 61 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定の取消しについて..... 5

○ 公 告

- 農用地利用集積計画公告..... 6
- 教育委員会教育長告示
- 3 公印の改刻について..... 6
- 選挙管理委員会規程
- 1 大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程の一部改正..... 7

告 示

大津市告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年3月2日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類 地区計画
- 2 都市計画の名称 大津湖南都市計画地区計画 青山C地区地区計画
- 3 都市計画を決定した土地の区域 大津市青山五丁目の一部
- 4 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

(平成27年3月2日揭示済)

大津市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年3月2日から同月13日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月2日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道幹1031号線	大津市山上町777番1地先から 大津市錦織一丁目610番4地先まで	変更前	最小 8.4～最大25.0	189.0
		変更後	最小12.2～最大34.0	189.0

(平成27年3月2日揭示済)

大津市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月2日から同月13日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月2日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道幹1031号線	大津市山上町777番1地先から 大津市錦織一丁目610番4地先まで	平成27年3月2日

(平成27年3月2日揭示済)

大津市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により町及び字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

変 更 前			変 更 後	
町	字	地番	町	字
伊香立下在地町	前田	1609から1616まで	伊香立北在地町	北前田

大津市告示第51号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

職印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長之印	1	福祉政策課長	方11ミリメートル	紙おむつ受給券

大津市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の 種 類	更新年月日
わたなべ湖西クリニック	大津市下阪本六丁目38番11号	育成医療及び更生医療	腎臓	平成27年 2月1日

大津市告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種別	指定年月日
訪問看護ステーションひまり	大津市南志賀三丁目7番7号片岡ハイツ103	合同会社なぎの木	訪問看護	平成26年10月1日
森井眼科医院	大津市中央一丁目6番18号	医療法人社団新緑会	医科	平成26年10月1日
つつみ眼科	大津市におの浜二丁目1番21号I K K O大津ビル1階	医療法人つつみ眼科	医科	平成26年11月1日
医療法人湖秀会藤岡内科医院	大津市黒津二丁目2番3号	医療法人湖秀会	医科	平成26年11月1日
アイガー薬局	大津市御殿浜22番20号	伊東 かおる	調剤	平成27年1月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種別	廃止年月日
佐多医院	大津市中央四丁目3番13号	佐多 知子	医科	平成17年10月4日
森井眼科医院	大津市中央一丁目6番23号	医療法人社団新緑会	医科	平成26年9月30日
つつみ眼科	大津市におの浜二丁目1番21号I K K O大津ビル1階	堤 元信	医科	平成26年10月31日
藤岡内科医院	大津市黒津二丁目2番3号	藤岡 秀行	医科	平成26年10月31日

大津市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
(変更前) 株式会社ウエルネット大津支店	(変更前) 大津市大門通11番11号	株式会社ウエルネット	京都市中京区聚楽廻西町191番地	居宅介護支援	平成27年2月1日
(変更後) 洛和会医療介護サービスセンター浜大津店	(変更後) 大津市中央一丁目4番15号				

大津市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指

定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施 術 所 所 在 地	施術の種別	指定年月日
島田 亜希子	大津市大萱二丁目29番1号	島田 亜希子	大津市大萱二丁目29番1号	はり きゅう あん摩 マッサージ	平成26年 12月18日
奥田 靖博	甲賀市信楽町西457番地	みやび整骨院	大津市中央一丁目2番35号	柔道 整復	平成27年 1月5日

大津市告示第56号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種別	指定年月日
医療法人湖秀会藤岡内科医院	大津市黒津二丁目2番3号	医療法人湖秀会	医科	平成26年 11月1日
アイガー薬局	大津市御殿浜22番20号	伊東 かおる	調剤	平成27年 1月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種別	廃止年月日
佐多医院	大津市中央四丁目3番13号	佐多 知子	医科	平成17年 10月4日
森井眼科医院	大津市中央一丁目6番23号	医療法人社団新緑会	医科	平成26年 9月30日
つつみ眼科	大津市におの浜二丁目1番21号IKKO大津ビル1階	堤 元信	医科	平成26年 10月31日
藤岡内科医院	大津市黒津二丁目2番3号	藤岡 秀行	医科	平成26年 10月31日

大津市告示第57号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サ ー ビ ス の 種 類	変 更 年 月 日
(変更前)	(変更前)	株式会社ウエルネット	京都市中京区聚楽廻西町191番地	居宅介護支援	平成27年 2月1日

株式会社ウエルネット大津支店	大津市大門通11番11号				
(変更後) 洛和会医療介護サービスセンター浜大津店	(変更後) 大津市中央一丁目4番15号				

大津市告示第58号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施術者住所	施術所名称	施術所所在地	施術の種類	指定年月日
奥田 靖博	甲賀市信楽町西457番地	みやび整骨院	大津市中央一丁目2番35号	柔道 整復	平成27年 1月5日

大津市告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定したもののうち、次のものの指定を取り消した。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	取消年月日
りん介護サービス	大津市坂本七丁目28番3号グラ ンドコーポ坂本 102号	株式会社ラリックス 代表取締役 松本 千代	大津市坂本七丁 目28番3号	訪問介護	2570102836	平成27年 3月6日

大津市告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定したもののうち、次のものの指定を取り消した。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	取消年月日
りんケアプラン	大津市坂本七丁目28番3号グラ ンドコーポ坂本 102号	株式会社ラリックス 代表取締役 松本 千代	大津市坂本七丁 目28番3号	居宅介護 支援	2570102836	平成27年 3月6日

大津市告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定したもののうち、

次のものの指定を取り消した。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	取消年月日
りん介護サービス	大津市坂本七丁目28番3号グラウンドコーポ坂本102号	株式会社ラリックス 代表取締役 松本千代	大津市坂本七丁目28番3号	介護予防訪問介護	2570102836	平成27年3月6日

公 告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成27年2月27日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(平成27年2月27日揭示済)

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第3号

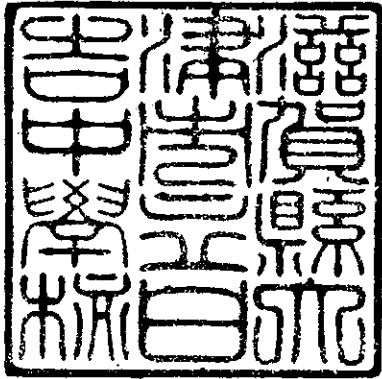
公印を改刻したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月16日

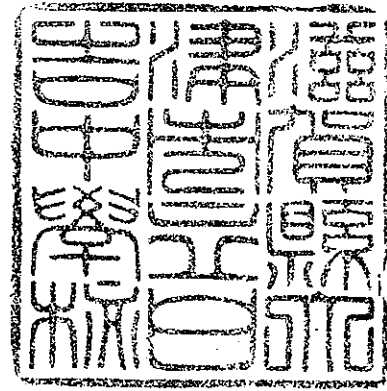
大津市教育委員会

教育長 井 上 佳 子

教育機関印

公印の名称	用途	管守者	使用開始期日	印影
滋賀県大津市立日吉中学校	証書用	日吉中学校長	平成27年3月16日	新 

旧



選挙管理委員会規程

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程（平成7年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月16日

大津市選挙管理委員会

委員長 北井 征 暁

様式第1号の2中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「第147号」を「第147条」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「35センチメートル」を「38センチメートル」に改める。

様式第9号から様式第11号まで、様式第13号、様式第14号、様式第17号及び様式第22号から様式第26号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第31号中「あて先」を「宛先」に、「銀行名、」を「金融機関名、」に、

「

銀行名	銀行	本店 支店	を
-----	----	----------	---

」

「

金融機関名	銀行・金庫 農協	支店・出張所 支所	に改める。
-------	-------------	--------------	-------

」

様式第32号及び様式第33号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第36号中「あて先」を「宛先」に、「銀行名、」を「金融機関名、」に、

「

銀行名	銀行	本店 支店	を
-----	----	----------	---

」

「

金融機関名	銀行・金庫 農協	支店・出張所 支所	に改める。
-------	-------------	--------------	-------

」

様式第37号及び様式第38号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第41号中「あて先」を「宛先」に、「銀行名、」を「金融機関名、」に、

銀行名	銀行 本店 支店
-----	----------------

を

金融機関名	銀行・金庫 農協 支店・出張所 支所
-------	-----------------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成27年3月16日から施行する。